

# 社会福祉法人優秋会 行動計画

従業員が、仕事と子育て・家庭生活を両立しながらその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うため、以下の対策を行う。

## 1. 計画期間

平成31年4月1日 ～ 令和3年3月31日

## 2. 内容

小学校入学前までの子育てを行う従業員等が子どもの看護休暇を申請した場合、時間単位で取得できるようにし、職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境整備をする

## 3. 対策

- ◇ 小学校入学前までの子がいる方の現状把握  
平成31年4月～
- ◇ 子の看護需要をヒアリングする。  
令和元年9月～
- ◇ 制度周知と利用促進、利用者以外の従業員の理解を増進するため、育児休業・介護休業等各種関連制度及び当社の関係規程を従業員に周知  
令和2年4月～